

# わが家の耐震対策について

## 令和3年度から補助制度を拡充しました



東海地震及び南海トラフ地震が発生した場合、町内では震度6弱から震度7の地震が予測されています。

昭和56年5月以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅は、阪神・淡路大震災などの過去の地震でも、人命・建物ともに大きな被害が集中しました。予測される地震に備え、町の耐震対策の補助事業を活用して、今すぐ対策を始めましょう。

### ■ 対象となる住宅

昭和56年5月31日以前(40年以上前に建築された木造住宅)

### 1 わが家の専門家診断事業

- 無料で専門家（静岡県耐震補強相談士）を派遣し、耐震診断を行います。
- 申込方法 定住推進課へ電話で直接お申し込みください。

2 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）  
・令和3年度から新制度に変わりました。  
補強計画と耐震改修工事の両方が完了しないと、補助金の対象外になりますのでご注意ください。



住宅の倒壊 (H28.4 熊本地震・益城町)



ブロック塀等の倒壊 (H28.4 熊本地震・益城町)

### ・補助額について

#### 補助限度額

一般世帯…120万円

高齢者などの世帯…140万円

※在宅避難促進割増の条件に該当する

住宅については、さらに15万円が加算されます。

### ■ 対象となるブロック塀 公衆用道路に面しているブロック塀

#### 1 ブロック塀等の除却

- 住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る公衆用道路（私道を除く）に面しているブロック塀を除却する場合、補助対象になります。

約3年前に発生した大阪北部地震において、ブロック塀の倒壊等により、尊い命が犠牲になりました。この教訓を踏まえて、補助制度の拡充を行いました。既存ブロック塀を除却する、または除却後に建替えをする計

画がありましたら、補助金を利活用して除却・建替えを実施しましょう。

#### 2 ブロック塀等の建替え事業

- 右記に該当しない公衆用道路（行き止まりの道）も対象になります。
- 除却事業の終了後に、安全なブロック塀（3段以下）やフェンスに建替えた場合。
- 補助額について（補助限度額）

「ブロック塀の除却・建替えを実施する長さ×町の基準額」と「施工業者の見積金額」を比較して、「少ない方の額×補助率」が補助額になります。

| 補助対象  | 町の基準額(円/m)     | 補助率   | 補助限度額(円)    |
|-------|----------------|-------|-------------|
| 除却事業  | 行き止まりの道など      | 8,900 | 1/2 200,000 |
|       | 通学路及び避難路沿いの道など | 8,900 | 2/3 266,000 |
| 建替え事業 | 38,400         | 2/3   | 333,000     |

問 役場定住推進課住まい支援係 ☎ 85-6321